## 議案第4号

加西市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

加西市個人情報保護条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成30年2月28日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市個人情報保護条例(平成17年加西市条例第2号)の一部を次のように改正する。 第2条第2号を次のように改める。

- (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方式を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
  - イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第9号を第11号とし、第3号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 個人識別符号 次に掲げるもののいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号の うち、規則で定めるものをいう。
  - ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、 記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
  - イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- (4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により 害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないよう にその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報 をいう。

第7条第3項を次のように改める。

3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該

当する場合は、要配慮個人情報を収集することができる。

- (1) 法令に定めがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が加西市個人情報保護審査会の意見を聴いて、 個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができ ないと認めるとき。

第17条第2号中「含む。)」の右に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。 第18条第2項中「記述等」の右に「及び個人識別符号」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## (審議資料)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)の一部が改正され、個人情報の定義が明確化され、また要配慮個人情報の定義が新設されたため、同法に準じて改正を行うもの。

## 【概要】

- ・個人情報の定義に個人識別符号を追加
- ・人種、信条、病歴等の個人情報を要配慮個人情報として定義